

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名

被告 国

第2準備書面

平成26年7月31日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜彦



被告指定代理人

清水 紀一郎



熊谷 直哉



桑野 由美子



榎本 良一



中島 康雄



宮崎 俊二



佐藤 ちあき



鶴園 孝夫



武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
三	田	裕	信	
堀	口		晋	
松	原	崇	弘	
村	川	正	徳	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	
市	村	知	也	
布	田	洋	史	
澤	田	智	宏	
大	野	佳	史	
小	林		勝	
渡	邊	桂	一	
桐	原	大	輔	

第1	訴状「請求原因」第6の1（23ないし30ページ）に対する認否	5
1	「(1) 福島第一原発事故の新たな様相－放射能汚染水があふれるように海に流出」（23ないし26ページ）について	6
2	「(2) 汚染水発生の原因は溶融炉心の冷却にある－毎日400トンの汚染水を生成」（26ないし28ページ）について	8
3	「(3) 凍土壁の矛盾－地下水を止めれば建屋内汚染水が流出」（28及び29ページ）について	10
4	「(4) 膨大な汚染水を海に流す意図」（29ページ）について	12
5	「(5) 結論」（29及び30ページ）について	13
第2	平成24年改正前原子炉等規制法の安全規制の体系の特色	14
1	分野別安全規制	14
2	段階的安全規制	15
第3	設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正の概要	16
1	はじめに	16
2	改正原子炉等規制法の体系等	17
3	改正原子炉等規制法の概要	20
第4	改正原子炉等規制法における主な改正点	24
1	重大事故への対処	24
2	設計及び工事段階における品質保証	25
3	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止等処分	25
4	発電用原子炉施設の安全性向上のための評価	27
5	運転期間の制限	27
6	事業者の責務規定の明確化	28
7	緊急時における災害防止のための措置命令の強化又は拡充	28
8	原子力災害が発生した原子力施設に対する特別規定	28
9	発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理	28

第5	新規制基準の全体像	29
1	形式上の分類	29
2	許認可等との関係における各規則等の位置づけ	30
3	新規制基準と従前の指針類との関係について	39
第6	新規制基準の具体的な適用及び審査の在り方	41
1	原子力規制委員会による新規制基準適合性判断について	41
2	いわゆる「再稼働申請」の具体的な内容	44
第7	改正原子炉等規制法及び新規制基準の経過措置	45
1	改正原子炉等規制法の経過措置	45
2	新規制基準の経過措置	46
第8	設置許可基準規則に適合しないことを理由とする使用停止等処分（改正原子炉等規制法43条の3の23）と段階的安全規制及び設置許可との関係	47
1	段階的安全規制との関係	47
2	設置（変更）許可との関係	47
第9	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止等処分の義務付け訴訟における本案要件	48
1	使用停止等処分は裁量処分であること	48
2	義務付け訴訟における本案要件との関係	50

被告は、本準備書面において、訴状「請求原因」第6の1（23ないし30ページ）に対する認否をした上（後記第1）、平成24年改正前原子炉等規制法の安全規制の体系の特色（後記第2）、設置法の制定に伴う原子炉等規制法（以下、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法のことを「改正原子炉等規制法」（従前、「原子炉等規制法」と定義していたのを本準備書面から変更する。））とい、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。）の改正の概要（後記第3）、改正原子炉等規制法における主な改正点（後記第4）、新規制基準の全体像（後記第5）、新規制基準の具体的な適用及び審査の在り方（後記第6）、改正原子炉等規制法及び新規制基準の経過措置（後記第7）、設置許可基準規則に適合しないことを理由とする使用停止等処分（改正原子炉等規制法43条の3の23）と段階的安全規制及び設置許可との関係（後記第8）並びに改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止等処分の義務付け訴訟における本案要件（後記第9）について述べる。

なお、本件訴訟において原告らが主張する「基準地震動の評価」（設置許可基準規則4条3項）、「重大事故が発生した場合における原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出の防止」（同規則37条2項）、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合における工場等外への放射性物質の拡散の抑制」（同規則55条）に関する新規制基準の具体的な内容等については、次回以降の準備書面において順次詳述する予定である。

略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 訴状「請求原因」第6の1（23ないし30ページ）に対する認否

被告の平成26年4月8日付け第1準備書面第2の6(1)（27ページ）で述べたとおり、訴状「請求原因」第6の1（「福島第一原発における汚染水の深刻な現状」（23ないし30ページ）は、本件の争点との関係が不明確であるが、審理促進のため、必要と認める範囲で認否する。

1 「(1) 福島第一原発事故の新たな様相—放射能汚染水があふれるように海に流出」(23ないし26ページ)について

(1) 第1段落について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一発電所」という。)では、建屋内等で生じた放射能を有する水(以下「汚染水」という。)をタンクにくみ取り、敷地内で保管していること、平成25年8月19日に1基のタンクから貯蔵していた汚染水300立方メートルが漏洩したこと、平成26年6月末時点においてタンクからの汚染水の漏洩が3回あったことは認め、その余は争う。

(2) 第2段落について

ア 第1文について

約0.3平方キロメートルの港湾が出口で外洋とつながっていることは認め、港湾内に流れ込む汚染水の量は不知。

イ 第2文及び第3文について

福島第一発電所5号機及び6号機と同発電所港湾内に取水口が設置され、港湾の北外側に放出口が設置されていることは認め、その余は争う。

ウ 第4文について

記載の引用元が不明確で特定できないため、認否できない。

(3) 第3段落について

いわき漁協及び相馬双葉漁協が試験操業を中止したこと、韓国政府が福島県を含む8県からの海産物の輸入禁止措置を執ったことは認め、その余は不知。

ただし、いわき漁協は、平成25年10月18日から試験操業を開始し、相馬双葉漁協は、同年9月25日から試験操業を開始している。

(4) 第4段落について

「原子力規制委員会の組織理念」(甲第14号証)に原告ら引用の記載が

あることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

(5) 第5段落について

ア 第1文について

平成25年9月3日に原子力災害対策本部が開かれたこと、汚染水対策に470億円の国費を投入する方針となったことは認める。

ただし、汚染水対策に470億円の国費を投入する決定がされたのは、平成25年度補正予算案を閣議決定した平成25年12月12日である。

イ 第2文について

「その投入先は、福島第一原発1～4号機の建屋を凍土で囲う事業と汚染水から放射能を除去する新装置」は認め、その余は不知。

ウ 第3文について

必要な汚染水対策として、海への流出を防ぐための壁を作ること、地下坑道等の汚染水をくみ上げること、タンクに汚染水を保管することが挙げられることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

エ 第4文について

訴状提出時の平成25年11月13日時点において、タンクからの汚染水の漏洩が二つの領域であったこと、七つの地下貯水槽のうち三つの地下貯水槽で汚染水の漏洩があったこと、全ての地下貯水槽から他のタンクに汚染水が移送されたことは認め、その余は否認ないし争う。

(6) 第6段落について

ア 第1文について

「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(甲第15号証)中、「2. 政府の対応 (1) 関係閣僚等会議の設置」に「汚染水問題の原因を根本的に断つ対策」として、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置すると記載されていること、地下水が汚染水の原因と記載されていること、「汚染水問題に

関する3つの対策」として「対策①：汚染源を『取り除く』」、「対策②：汚染源に水を『近づけない』」「対策③：汚染水を『漏らさない』」と記載されていること、凍土壁等の措置を汚染水対策の一つとしていることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文ないし第5文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

2 「(2) 汚染水発生の根源は溶融炉心の冷却にある—毎日400トンの汚染水を生成」(26ないし28ページ)について

(1) 第1段落について

福島第一発電所1号機ないし3号機の建屋内部にある事故により溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を冷却するため、平成26年6月27日時点において、原子炉建屋に1日合計約320立方メートル注水していたこと、冷却水が燃料デブリと接触することで放射性物質を含むことは認め、その余は否認ないし争う。

(2) 第2段落について

原子炉建屋への地下水流入量が1日約400立方メートルであること、原子炉冷却のための循環注水量が1日約320立方メートルであること、1日に発生する汚染水が約400立方メートルであるが、多核種除去設備を通してタンクに保管されること、タンク1基の容量が約1000立方メートルであることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

(3) 第3段落について

ア 第1文について

平成26年6月末時点において、タンクの設置数は989基であること、処理水タンクに貯蔵されている滞留水が約49万立方メートルであることは認める。

イ 第2文について

争う。地下水バイパス工事による地下水流入量抑制効果により、汚染水の貯蔵量は約60万立方メートルとなる見込みである。また、タンクの増設と移送を行い、平成27年3月末までにタンクの総容量を平成26年3月末現在の約1.8倍（約80万立方メートル）とする予定である。

なお、原告が「(次図グラフ、16、4頁)」として引用した表は、地下水バイパス工事による地下水流入量抑制効果がない場合のものである。

(4) 第4段落について

ア 第1文について

平成26年6月末時点においてタンクからの汚染水の漏洩が3回あったことは認め、その余は不知。

イ 第2文について

否認する。「フランジでボルト止めするタイプの」タンクは、平成26年6月24日時点で、376基であった。

ウ 第3文について

不知。

(5) 第5段落について

ア 第1文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文及び第3文について

平成25年9月3日に、同年8月19日に300立方メートル漏洩したものは別のタンク周辺で毎時2200ミリシーベルトの線量が計測されたことは認める。

ウ 第4文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

(6) 第6段落について

ア 第1文及び第2文について

不知。

イ 第3文について

汚染水が漏れ出せば海洋汚染が生じることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

(7) 第7段落について

ア 第1文について

否認する。福島第一原子力発電所1号機ないし4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュールでは、燃料デブリ取出終了期間は20ないし25年後とされており、冷却の継続はするが、注水を継続するとは記載されていない。

イ 第2文及び第3文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

3 「(3) 凍土壁の矛盾—地下水を止めれば建屋内汚染水が流出」(28及び29ページ)について

(1) 第1段落について

ア 第1文について

「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(甲第15号証)に、地下水が汚染水の原因と記載されていることは認め、その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文について

「凍土遮水壁による地下水流入抑制案」(甲第17号証)に、凍土壁の説明が記載されていることは認める。

ウ 第3文について

「凍土遮水壁による地下水流入抑制案」を鹿島建設株式会社が提案したこと、凍土壁関連予算として平成25年度補正予算約183億円、同予備費約136億円が計上されたことは認める。

なお、「凍土遮水壁による地下水流入抑制案」(甲第17号証)には、
工費、維持費について記載がない。

(2) 第2段落について

ア 第1文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文について

地下水位の低下により建屋内の汚染水位との差が縮まると、建屋内の汚
染水が外部に流出するリスクがあることは認める。

ウ 第3文について

建屋内の汚染水が外部に流出することを防ぐため、地下水水位を常に制
御する必要があることは認める。

エ 第4文について

地下水水位の制御が極めて難しいとする点は否認する。地下水の水位は、
サブドレンの稼働による地下水のくみ上げや注水井を用いた地下への注水
等によって制御することができる。

オ 第5文について

認める。

カ 第6文について

否認する。タンクから漏れた汚染水は周辺の土壤に浸透するが、汚染さ
れた土壤を回収することで汚染水が直接海に流出することを防いでいる。
また、平成25年9月2日時点において、タンク周辺の側溝の放射線濃度
の上昇はなく、タンク周辺の側溝を通じて汚染水が海に流出した可能性は
少ない。

(3) 第3段落について

ア 第1文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文について

経済産業省内の検討・決定過程が非公開であるとする点は否認する。経済産業省は、福島第一原子力発電所の汚染水対策について、同省ホームページ上で資料や議事概要の公開、報道機関への説明等、情報公開を行っている。

ウ 第3文について

凍土方式について自民党内から異論が出されているとする点は不知。その余は、原告らの意見であり、認否の限りでない。

4 「(4) 膨大な汚染水を海に流す意図」(29ページ)について

(1) 第1段落について

ア 第1文について

仮設タンク内の汚染水について漏れないタンクを作って移送する必要があることは認める。

イ 第2文について

否認する。仮設タンク内の汚染水については、平成27年3月末までにボルト締め型タンクから溶接型タンクに移送する計画が立案され、準備が出来次第早急に実施される予定である。

(2) 第2段落について

ア 第1文について

認める。

イ 第2文について

福島第一発電所のALPSのC系統が、平成25年9月27日に運転を開始したこと、同月28日に停止したこと、同月30日に運転を再開したこと、同年10月4日に停止したことは認める。

ただし、ALPSのA系統は、平成25年3月30日に運転を開始し、同年6月16日に停止したが、同年10月28日に運転を再開しており、

B系統は、同年6月13日に運転を開始し、同年8月8日に停止したが、同年11月21日に運転を再開しており、C系統は、上記のように、同年10月4日に運転を停止したが、同日に運転を再開している。

ウ 第3文について

争う。ALPSの運転の停止は発生したが、原因究明と必要な対策が行われ、汚染水の処理が進められている。

(3) 第3段落について

ア 第1文について

否認する。汚染水の海洋放出を目標にしている事実はない。

イ 第2文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

ウ 第3文について

認める。

エ 第4文について

否認する。汚染水の海洋放出を目標にしている事実はなく、トリチウムが無害であると宣伝した事実もない。

オ 第5文及び第6文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

5 「(5) 結論」(29及び30ページ)について

(1) 第1段落について

ア 第1文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

イ 第2文について

否認ないし争う。福島第一発電所が、他地域と比べて地下水量が異常に多いという事実はない。

ウ 第3文及び第4文について

認める。

(2) 第2段落及び第3段落について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

第2 平成24年改正前原子炉等規制法の安全規制の体系の特色

本件各原子炉施設は、実用発電用原子炉施設であり、設置法の制定前は、当該施設に対する安全規制は経済産業大臣が所管し、平成24年改正前原子炉等規制法の規制を受けていた。

1 分野別安全規制

平成24年改正前原子炉等規制法における安全規制の体系の特色は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用につき、これを各種分野に区分し、それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うという方法が採られていることにあった。すなわち、同法は、第2章の各規定によって製錬*1の事業に関する一連の規制を、第3章の各規定によって加工*2の事業に関する一連の規制を、第4章の各規定によって原子炉の設置、運転等に関する一連の規制を、第4章の2の各規定によって貯蔵の事業に関する一連の規制を、第5章の各規定によっ

*1 製錬とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう（平成24年改正前原子炉等規制法2条6項）。

*2 加工とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう（平成24年改正前原子炉等規制法2条7項）。

て再処理*3の事業に関する一連の規制を、第5章の2の各規定によって廃棄の事業に関する一連の規制を定め、各種分野に区分して、それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うこととしていた。

2 段階的安全規制

平成24年改正前原子炉等規制法による原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系は、原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可（なお、原子炉の基数の変更（平成24年改正前原子炉等規制法26条1項、23条2項3号、いわゆる原子炉の増設）を内容とする変更許可を含めて設置許可ということがある。）、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可、定期検査などといった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るというものであり、段階的安全規制の体系が採られていることに特色があった。

原子炉について、設置許可から定期検査までの流れを概観すると、以下のとおりであった。すなわち、原子炉を設置しようとする者は、まず、①経済産業大臣の原子炉設置許可を受けることを要する（同法23条1項）とされていた。次に、工事に着手するためには、②設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法27条1項）とされていた。そして、原子炉の運転を開始するためには、③経済産業大臣の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか（同法28条1項）、④保安規定を定め、これにつき経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法37条1項）とされていた。さらに、運転開始

*3 再処理とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう（平成24年改正前原子炉等規制法2条8項）。

後においても、⑤一定の時期ごとに施設定期検査を受けなければならない（同法29条1項）とされていた。

以上のように、原子炉の設置、運転等については段階に分けて安全規制が行われていたのであるが、そのうち、①の原子炉設置許可処分の段階において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が判断され、これを前提として、②ないし⑤の設計及び工事の方法の認可以降の規制（いわゆる後段規制と称されている規制であり、以下、単に「後段規制」という。）において、詳細設計の妥当性が審査されていた。

第3 設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正の概要

1 はじめに

(1) 設置法は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し（同法2条、国家行政組織法3条2項）、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている（設置法1条）。

(2) 設置法は、原子力規制委員会の組織及び機能について規定しているほか、同法の附則において、原子炉等規制法や原子力災害対策特別措置法などもまとめて改正している点に特徴がある。

ア 設置法は、原子力規制委員会の組織及び機能として、原子力規制委員会の独立性を確保しているほか、原子力安全規制や放射線モニタリング等を一元化し、原子力規制委員会が、原子力安全 (Safety)、保障措置 (Safeguards)、核セキュリティ (Security) を一元的に担うこととしている。そして、原子力規制委員会については、規制と利用の分離から、経済産業省及び文部科学省ではなく環境省の外局とされ、規制機関の政治的独立性を確保すべく、独立行政委員会 (同法 2 条、国家行政組織法 3 条 2 項) とされた。

イ また、設置法の附則において、原子力安全規制の厳格化として、平成 24 年改正前原子炉等規制法が一部改正され (設置法附則 15 条ないし 18 条)、平成 24 年改正前原子炉等規制法の目的が見直され、重大事故への対処を新たに規制対象とされた。そして、原子力施設の規制基準に関し、工事計画認可、使用前検査等に係る技術基準に適合していない場合等に加え、原子力施設の位置、構造及び設備に係る設置許可基準に適合していない場合にも、原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者 (以下「発電用原子炉設置者」という。) 等に対して、使用の停止、改造、修理、移転等を命ずることができると規定された。

ウ さらに、設置法の附則において、原子力防災対策の強化として、原子力基本法 (昭和 30 年法律第 186 号) の一部が改正され (設置法附則 12 条)、内閣に原子力防災会議を設置することとされた。そして、原子力災害対策特別措置法も改正され (設置法附則 54 条)、原子力災害対策指針が法定化されたほか、原子力事業者防災訓練も強化されるなどした。

以上のうち、改正原子炉等規制法の体系、概要等について述べる。

2 改正原子炉等規制法の体系等

(1) 改正原子炉等規制法の目的

改正原子炉等規制法は、原子力基本法 の精神にのっとり、核原料物質、核

燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている(同法1条)。

(2) 分野別安全規制と段階的安全規制

前記第2(14ないし16ページ)で述べたとおり、平成24年改正前原子炉等規制法における安全規制は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用につき分野別安全規制の体系と、原子炉施設の設計から運転に至る過程の各段階で原子炉の利用に係る安全確保を図る段階的安全規制の体系が採られていたところ、改正原子炉等規制法も同様の体系となっている。

ア 分野別安全規制

改正原子炉等規制法における安全規制は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用につき、これを各種分野に区分し、それぞれの分野の特質に応じて、それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うという分野別安全規制の体系が採られている。すなわち、同法は、その規制対象を、製錬事業(第2章)、加工事業(第3章)、原子炉の設置、運転等(第4章)、使用済燃料の貯蔵事業(第4章の2)、再処理事業(第5章)、廃棄事業(第5章の2)、核燃料物質等の使用等(第5章の3)、国際規制物資の使用等(第6章の2)などに分け、それぞれの分野別に行政庁の指定、許

可等を受けるべきものとしている。

イ 段階的安全規制

また、改正原子炉等規制法における安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るといふ、段階的安全規制の体系が採られており、このことは、改正の前後を通じて特に変更はない。

すなわち、改正原子炉等規制法においても、発電用原子炉を設置しようとする者は、まず、①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受けることを要する（同法43条の3の5、同法43条の3の6）。次に、工事に着手するためには、②工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法43条の3の9）。そして、発電用原子炉の運転を開始するためには、③原子力規制委員会の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか（同法43条の3の11）、④保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法43条の3の24）。さらに、運転開始後においても、⑤一定の時期ごとに、原子力規制委員会が行う施設定期検査を受けなければならない（同法43条の3の15）。なお、発電用原子炉設置許可を受けた者が、同法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、⑥原子力規制委員会の設置変更許可（同法43条の3の8）を受けた上、設置許可と同様に、工事計画認可、使用前検査及び保安規定認可を受けなければならない。

かかる段階的安全規制のうち、①の設置許可及び⑥の設置変更許可においては、申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等が判断される。後述する改正原子炉等規制法の第3段階目の施行（後記3(1)（20及び21ページ）に伴い、上記事項

は、設置許可基準規則を用いて審査することとされた。これに対し、②ないし⑤の後段規制においては、設置（変更）許可処分時において審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性を前提として、その詳細設計の妥当性が審査された上、現実に工事がされ、使用前検査を経て使用が開始された原子炉について、具体的な部材・設備の強度、機能に問題がないか否かを確認するという仕組みが採られている。そして、上記第3段階目の施行に伴い、詳細設計については、技術基準規則を用いてその妥当性を確認することとされた。このように、原子炉等規制法の改正後も、基本設計ないし基本的設計方針の安全性について審査するための規則と、詳細設計について審査等するための規則は、それぞれ別個に策定されている。

なお、かかる段階的安全規制と改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止等処分との関係については、後記第8の1（47ページ）において述べる。

3 改正原子炉等規制法の概要

(1) 多段階施行の概要

設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正は、以下のとおり、4段階で施行された。

第1段階目の施行は、原子力利用の安全規制に関する事務の原子力規制委員会への一元化、原子力の利用と規制との分離、緊急時の対応に関する制度の改正を内容とするものであり（設置法附則15条）、原子力規制委員会の設置と同時（平成24年9月19日）に施行された（同法附則1条本文、15条）。

第2段階目の施行は、文部科学省所管の保障措置の実施に関する事務の原子力規制委員会への移管に伴う改正であり（設置法附則16条）、平成25年4月1日に施行された（同法附則1条3号、16条）。

第3段階目の施行は、発電用原子炉施設に対する安全規制の強化を内容とする改正であり（設置法附則17条）、平成25年7月8日に施行された（同法附則1条4号、17条）。

第4段階目の施行は、原子力施設の安全性に関する評価の届出及び公表制度の導入のほか、発電用原子炉施設以外の原子力施設（核燃料施設等）に対する安全規制の強化を内容とする改正であり（設置法附則18条）、平成25年12月18日に施行された（同法附則1条5号、18条）。

(2) 改正原子炉等規制法の概要

改正原子炉等規制法の概要は、以下のとおりである。なお、主要な改正点については、後述する。

ア 第1段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては、規制権限の一元化のため、①原子力安全規制に係る主務大臣が、経済産業大臣（発電用原子炉施設、製錬施設、加工施設、再処理施設等）、文部科学大臣（試験研究炉、使用施設等）、国土交通大臣（船舶用炉）から、原子力規制委員会に変更され（設置法附則15条の施行時点の原子炉等規制法6条1項、13条1項、23条1項、23条の2第1項、44条1項、52条1項等）、②原子力安全委員会への意見聴取規定（平成24年改正前原子炉等規制法24条2項、44条の2第4項の一部等）が削除された。

また、規制と利用の分離の観点から、③法目的及び許可等の基準等から「利用の計画的な遂行」が削除されたほか、④法目的に「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する」旨が追加された（改正原子炉等規制法1条）。

そして、災害の防止・事故処理について、⑤緊急時における災害を防止するための措置命令（同法64条。後述第4の7（28ページ））が強化又は拡充されるとともに、⑥災害が発生した施設に対する保安又は特定核

燃料物質の防護のための措置などの特別な規制が導入された（同法64条の2ないし4。後述第4の8（28ページ））。

イ 第2段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては、規制権限の一元化の一環として、「国際規制物資の使用等に関する規制」に関する規定の主務大臣が、文部科学大臣から原子力規制委員会に変更された（同法第6章の2）。

ウ 第3段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては、発電用原子炉の設置許可基準、保安のために必要な措置として、①重大事故への対処が新たに導入された（同法43条の3の6，43条の3の22。後述第4の1（24及び25ページ））。

また、災害防止を強化する観点から、②供用開始後のみならず、設計・工事の段階からの品質保証が要求された（同法43条の3の9第3項第3号。後述第4の2（25ページ））。

さらに、③発電用原子炉施設の規制基準に関し、工事計画認可、使用前検査等に係る技術基準に適合していない場合に加え、改正原子炉等規制法44条の3の6第1項4号の設置許可基準に適合していない場合にも、発電用原子炉設置者に対して、使用停止等処分を行うことができる旨規定され（同法43の3の23第1項。後述第4の3（25ないし27ページ））、高経年化した原子炉の安全性確保のため、④40年の運転期間の制限の原則が導入された（同法43条の3の32。後述第4の5（27及び28ページ））。このほか、⑤事業者には、災害の防止に関する責務があることが法律の規定上明らかにされた（同法57条の9。後述第4の6（28ページ））。

その他、⑥原子炉等規制法と電気事業法の適用関係の整理も一部進められた（電気事業法112条の3，平成24年改正前原子炉等規制法73条

の削除等。後述第4の9(28及び29ページ)。

エ 第4段階目の改正の概要

(7) 発電用原子炉施設について

改正原子炉等規制法においては、発電用原子炉施設について、原子力施設の安全性に関する評価の届出公表制度(同法43条の3の29。後述第4の4(27ページ))が導入された。

(イ) 核燃料施設等について

改正原子炉等規制法においては、加工施設及び再処理施設について、重大事故対策が新たに導入され(同法14条1項第1号、21条の2第1項、44条の2第1項2号、48条1項)、加工施設、再処理施設、製錬施設、試験炉施設、貯蔵施設、廃棄施設及び使用施設の事業許可等の規制基準についてそれぞれ法令化(原子力規制委員会規則)することとされた(同法4条1項2号、14条1項3号、24条1項3号、43条の5第1項3号、44条の2第1項4号、51条の3第2号、53条2号)。

また、加工施設、試験炉施設、貯蔵施設、再処理施設及び廃棄施設について、使用前検査、施設定期検査に係る技術基準に適合していない場合に加え、同施設の位置、構造及び設備に係る事業許可等の基準に適合していない場合にも、これらの事業者等に対し、使用の停止、改造、修理、移転等を命ずることができるよう規定され(同法21条の3第1項、36条1項、43条の19第1項、49条1項、51条の17第1項)、設計・工事の段階からの品質保証の規制要求(同法16条の2第3項3号、27条3項3号、43条の8第3項3号、45条3項3号、51条の7第3項3号)が導入されるなど安全規制が強化された。

さらに、加工施設及び再処理施設については、原子力施設の安全性に関する評価の届出公表制度(同法22条の7の2、50条の4の2)が

導入された。

第4 改正原子炉等規制法における主な改正点

1 重大事故への対処

(1) 改正原子炉等規制法の目的

平成23年3月に発生した福島第一発電所の事故は、重大事故となり、周辺地域に放射性物質が放出され、周辺住民が避難を強いられるなど、事故の影響は広範囲に及ぶこととなった。こうしたことから、設置法附則17条は、同法附則15条による改正後の原子炉等規制法1条を更に改正し、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されること」の防止を法の目的に含むこととすることで、設計基準の範ちゅうの事象を防止するだけでなく、それを超える重大事故が生じた場合にも放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止することが新たに規制対象とされた。

(2) 発電用原子炉の設置許可基準

重大事故対策を新たに規制対象とするに当たっては、発電用原子炉の設置許可又は設置変更許可の審査に当たり、建屋の水密化や電源の多重化、多様化等のハード面の安全性、健全性の確認や、重大事故が発生した場合において、その影響を緩和するために設備等や緊急時資機材等を有効に活用する能力（いわゆる、アクシデントマネジメント能力）があらかじめ備わっているかなどのソフト面からの審査が重要であると考えられた。

そこで、設置法附則17条により、改正原子炉等規制法43条の3の5第2項10号が新設され、設置許可の申請事項に「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」を挙げるとともに、同法43条の3の6第1項3号が新設され、発電用原子炉の設置許可基準の一つである「発電

用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に「重大事故…の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が含まれる旨規定し、発電用原子炉の設置許可に当たっては、重大事故に対応するための訓練や重大事故発生時の被曝管理等の対応措置（いわゆるアクシデントマネジメント）能力についても原子力規制委員会において審査することとなった。

(3) 保安のために講ずべき措置

前記(1)及び(2)のとおり、重大事故対策が新たに規制対象とされたことを受け、発電用原子炉の運転についても、設置法附則17条により、改正原子炉等規制法43条の3の2第1項において、発電用原子炉設置者が講じべき保安のために必要な措置に「重大事故が生じた場合における措置」が含まれることとされた。

2 設計及び工事段階における品質保証

平成24年改正前原子炉等規制法においては、発電用原子炉設置者の供用開始後の品質保証に係る体制等について、保安規定によって確認していたが、災害を防止する観点から、供用開始後の品質保証だけではなく、その前段階である発電用原子炉施設の設計や工事の段階から発電用原子炉設置者等により品質を確認し、製品や役務等に要求される品質が達成されるよう設計管理等の措置が執られることを担保することが、より必要と考えられた。

そこで、発電用原子炉施設の設計及び工事の段階から発電用原子炉設置者の品質管理方法等について確認するため、設置法附則17条において、改正原子炉等規制法43条の3の9第3項3号が新設され、工事計画の認可基準の一つとして、品質管理の方法及びその検査のための組織が技術上適切であることが追加された。

3 改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく使用停止等処分

平成24年改正前原子炉等規制法下においては、発電用原子炉施設の位置、

構造又は設備が設置許可基準に適合しないものと認められる場合に、その発電用原子炉設置者に対して当該発電用原子炉施設の停止等を命ずる規定は法律上存在しなかった。

そのため、設置法附則17条において、改正原子炉等規制法43条の3の23が規定され、設置許可の規制基準が変更された場合等において、発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の設置許可基準に適合しないと認められる場合に、その発電用原子炉設置者に対して、当該発電用原子炉施設を設置許可基準に適合させるべく必要な措置を講じさせるよう原子力規制委員会が使用停止等の命令ができることとされた。

なお、改正原子炉等規制法43条の3の23の具体的内容については、①発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、②発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は③発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができるというものであるが（同条1項）、上記②及び③に関する事項については、改正前においても、電気事業法及び平成24年改正前原子炉等規制法において同様の規定が設けられていた。すなわち、上記①については、改正原子炉等規制法（第3段階目の改正（前記第3の3(2)ウ（22及び23ページ））により新たに導入されたものであるが、上記②については、平成24年改正前原子炉等規制法の施行前（第3段階目の改正の施行前）においても、電気事業法において事業者が技術基準維持義務を課した上、技術基準適合命令を発令することが予定されており

(電気事業法40条), 上記③については, 平成24年改正前原子炉等規制法36条1項においても同様の規定が設けられていたところである。

4 発電用原子炉施設の安全性向上のための評価

平成24年改正前原子炉等規制法は, 発電用原子炉の設置許可の審査を始め, 工事計画の認可の審査, 使用前検査, 施設定期検査等によって, 発電用原子炉施設の安全性, 健全性を担保するとともに, 保安規定の認可, 保安検査等によって発電用原子炉設置者の保安活動について確認を行っている。こうした法律上一律に課される規制要求内容に加えて, 事業者がより高度な安全性を追求するために自主的に当該要求内容を上回る措置を講ずることは否定されるものではなく, むしろ, 発電用原子炉施設の安全性向上の観点から望ましい。

そこで, このような事業者の自主的な取組を推奨するため, 設置法附則18条において, 改正原子炉等規制法43条の3の29が新設され, 原子力規制委員会規則で定める時期ごとに発電用原子炉施設の安全性の評価を行うこととして, 事業者自らが規制によるもの以外に講じた事故の発生及び拡大の防止対策について, その結果を原子力規制委員会に届け出ることを義務付けるとともに, 公表させることとした。

5 運転期間の制限

発電用原子炉施設は, その設置許可において核燃料物質等による災害の防止上支障がないこと等を確認した上, 工事計画の認可, 使用前検査等を経るほか, その使用に当たっては発電用原子炉施設が技術上の基準等に適合していることを確認し, 供用開始後においても, 定期事業者検査, 施設定期検査によって安全性が確保されていることを確認するものとされている。

しかし, 運転開始から長期間を経過した発電用原子炉施設については, 一般的に, その設備, 機器等の使用年数の経過に従って, 経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから, こうしたリスクを低減すべく, 設置法附則17条において, 原子炉等規制法43条の3の32が新設され, 運転すること

ができる期間は原則40年に制限された。

6 事業者の責務規定の明確化

原子力施設における事故を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、原子力事業者が、原子力施設の設計の妥当性の継続的な検証、安全性向上のための設備改造、事故に係る手順整備、保安教育の充実、訓練の徹底等に安全に関する最新の知見を踏まえた積極的な取組を行うことの重要性が改めて認識されたことから、設置法附則17条において、改正原子炉等規制法57条の9が新設され、原子力事業者の責務を法律の規定上明らかにすることとされた。

7 緊急時における災害防止のための措置命令の強化又は拡充

平成24年改正前原子炉等規制法64条に基づく緊急時における災害防止のための措置に関し、設置法附則15条において、平成24年改正前原子炉等規制法64条3項が一部改正され、現に地震等の災害が発生していなくとも、原子力規制委員会が災害発生の急迫した危険があると認めるときは、原子力事業者等に対し、原子炉施設等の使用の停止など、災害を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができることとされた（なお、同条は、設置法附則17条で更に改正された）。

8 原子力災害が発生した原子力施設に対する特別規定

原子力災害が発生した原子力施設については、その災害から復旧し、又は廃止措置を講じるまでに相当の期間を要する上、こうした場合には、当該原子力施設は、原子炉等規制法が要求している通常規制に適合しないまま存在することとなる可能性もあり、その間、通常の原子力施設とは異なった特別の措置を必要とし、原子炉等規制法の適用関係を整理する必要がある。

そこで、設置法附則15条において、改正原子炉等規制法64条の2ないし64条の4が新設され、このような施設（特定原子力施設）に関する規定が整備された。

9 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

設置法の附則により、電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物（電気事業法106条。以下「原子力発電工作物」という。）の安全規制に係る規定に相当する規定が原子炉等規制法に設けられ、更に原子炉等規制法により規制を受ける発電用原子炉施設である原子力発電工作物には、電気事業法の一部の規定を適用しない旨の規定等が整備された。

具体的には、第3段階目の改正（前記第3の3(2)ウ（22及び23ページ））において、原子炉等規制法の適用除外規定（電気事業法の適用を受ける発電用原子炉施設等について原子炉等規制法の適用を除外する規定）である平成24年改正前原子炉等規制法73条が削除された。また、電気事業法における事業用電気工作物の維持（39条）、工事計画（47条、48条）、使用前検査（49条）、使用前安全管理検査（51条）、溶接安全管理検査（52条）、定期検査（54条）、定期安全管理検査（55条）等に相当する規定が原子炉等規制法に設けられるなどした（ただし、電気事業法の規定も維持されており、事業用電気工作物である発電用原子炉施設については、同法による規制も受けている。）。

また、電気事業法においては、設置法附則41条において新設された電気事業法112条の3により、改正原子炉等規制法に基づいて工事計画認可がされた場合及び使用前検査に合格した場合には、電気事業法が求める要件に適合しているとみなされるほか（電気事業法112条の3第1項ないし3項）、改正原子炉等規制法の適用を受ける原子力発電工作物については、定期検査に関する電気事業法54条を適用しないこととされる等（電気事業法112条の3第4項）、電気事業法の原子力発電工作物の安全規制に係る規定と原子炉等規制法のこれに相当する規定との関係が整理された。

第5 新規制基準の全体像

1 形式上の分類

原子炉等規制法の第3段階目及び第4段階目の施行に当たり策定された原子力規制委員会規則等は、別紙1のとおりであり、①行政手続法上の命令等（同法2条8号）に当たるもの（別紙1(1)～(15-2)）と、②これに当たらないもの（別紙1(16)～(38)）とに大別される。

上記①は、原子力規制委員会規則（国家行政組織法13条1項、行政手続法2条8号イ本文）として定められているもの（別紙1(1)～(6)）、告示（同法2条8号イ括弧書）として定められているもの（別紙1(7)、(8)）、審査基準（同法2条8号ロ）として定められているもの（別紙1(9)～(15-2)）に分類される。他方、上記②は、原子力規制委員会の内規として、規制基準に関連するもの（別紙1(16)～(30)）及び手続に関連するもの（別紙1(31)～(38)）に分類される。

2 許認可等との関係における各規則等の位置づけ

以上の形式上の分類とは異なり、上記各規則等を原子炉等規制法上の許認可等との関係で整理したものが別紙2である。以下、詳述する。

(1) 設置（変更）許可関係（原子炉施設の位置、構造及び設備に関するもの）

改正原子炉等規制法43条の3の5第1項においては、発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定され（原子炉設置許可）、同法43条の3の6第1項において、その許可基準について規定されている。また、同法43条の3の8第1項においては、原子炉設置許可を受けた者が、同法43条の3の5第2項2号ないし5号又は8号ないし10号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定されている（原子炉設置変更許可）。

ここで、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においては、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下、併せて「原子炉設置（変更）許可」という。）の基準の一つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び

設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」(以下「4号要件」という。)と規定されているが、同号でいう原子力規制委員会規則が、設置許可基準規則(別紙1(3))であり、この解釈を示すものが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。別紙1(10))である。また、設置許可基準規則8条に定める火災防護の設計方針に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号。別紙1(12))が定められている。

なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。別紙1(1)。以下「実用炉則」という。)3条ないし5条において、主に設置許可又は設置変更許可申請事項等の詳細が定められている。

そして、4号要件の適合性を判断するに当たり、行政手続法上の命令等に当たらない規制基準に関連する内規として、下記のもものが定められている。

- ・原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号。別紙1(16))
- ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号。別紙1(17))
- ・原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号。別紙1(18))
- ・実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号。別紙1(21))
- ・実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号。別紙1(22))
- ・敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発

第1306191号。別紙1(25))

- ・基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192号。別紙1(26))
- ・基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号。別紙1(27))
- ・基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号。別紙1(28))

さらに、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイド」(原規技発第13061919号。別紙1(31))が定められている。

(2) 設置(変更)許可関係(技術的能力に関するもの)

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号においては、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」(以下「2号要件」という。)が、同項3号においては、「その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の2第1項(中略)において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」(以下「3号要件」という。)が、原子炉設置(変更)許可の基準の一つとされている。

そして、2号要件については、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日、旧原子力安全委員会決定)が引き続き用いられる(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等(原規総発第120919127号(平成24年9月19日原子力規制委員会決定)))。

また、3号要件については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技

術的能力に係る審査基準」(原規技発第1306197号。別紙1(14))が定められている。

なお、実用炉則3条ないし5条において、主に設置許可又は設置変更許可申請事項等の詳細が定められている。

さらに、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイド」(原規技発第13061919号。別紙1(31))が定められている。

(3) 工事計画認可等

改正原子炉等規制法43条の3の9第1項においては、原則として、発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない旨規定されている。

また、同条3項においては、原子力規制委員会は、上記認可の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないと規定されており、同項2号として、「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合するものであること。」、同項3号として、「その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。」が工事計画認可の要件の一つとされている。

ここで、同項2号にいう改正原子炉等規制法43条の3の14の技術上の基準としては、技術基準規則(別紙1(4))が定められており、その解釈として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306194号。別紙1(11))が定められている。

また、同項3号にいう原子力規制委員会規則としては、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその

検査のための組織の技術基準に関する規則」(原子力規制委員会規則第8号。別紙1(5))が定められており、その解釈として、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306196号。別紙1(13))が定められている。

なお、実用炉則8条、9条、13条及び14条において、主に工事計画認可申請事項等の詳細が定められている。

また、実用発電用原子炉及びその附属設備の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号。別紙1(12))が定められている。

さらに、改正原子炉等規制法43条の3の14の技術上の基準への適合性を判断するに当たり、下記のとおり、規制基準に関連する行政手続法上の命令等に当たらない規制基準に関連する内規が定められている。

- ・原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号。別紙1(19))
 - ・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号。別紙1(20))
 - ・実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(原規技発第13061918号。別紙1(24))
 - ・耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号。別紙1(29))
 - ・耐津波設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306196号。別紙1(30))
- その他、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(原規技発第13061920号。別紙1(32))が定められている。

(4) 使用前検査, 燃料体検査, 溶接安全管理検査

ア 使用前検査

改正原子炉等規制法43条の3の11第1項においては、工事計画の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設等は、原則として、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならないと規定されている。

これを受け、実用炉則15条ないし22条において、使用前検査の詳細が定められている。

また、同法43条の3の11第2項2号においては、「第43条の3の14の技術上の基準に適合するものであること。」が使用前検査の合格要件の一つと定められている。そして、上記のとおり、同法43条の3の14の技術上の基準としては、技術基準規則（別紙1(4)）が定められており、その解釈として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306194号。別紙1(11)）が定められている。

さらに、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923号。別紙1(35)）が定められている。

イ 燃料体検査

改正原子炉等規制法43条の3の12においては、発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）について、原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、合格した後でなければ使用することができない旨規定されている。

これを受け、実用炉則23条ないし34条において、燃料体検査の詳細が定められている。

また、同法43条の3の12第3項においては、燃料体検査合格の要件

について、①燃料体の加工が認可を受けた設計に従って行われていること、かつ②原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることが規定されている。

これを受け、「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第7号。別紙1(6))が定められている。

ウ 溶接安全管理検査

改正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項においては、発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について、原子力規制委員会規則に従って、事業者自らが検査をしてその結果を記録・保存することや、同検査において、その溶接が同法43条の3の14に定める技術上の基準に適合することが求められている。また、同法43条の3の13第3項においては、溶接事業者検査を行う発電用原子炉設置者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、同規則で定める時期に、同委員会が行う審査を受けなければならないとされている。

これを受け、実用炉則35条ないし44条において、溶接安全管理検査の詳細が定められている。

さらに、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061922号。別紙1(34))が定められている。

(5) 施設定期検査、定期安全管理検査（定期事業者検査及び定期安全管理審査）

ア 施設定期検査

改正原子炉等規制法43条の3の15においては、特定重要発電用原子炉施設（発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないもの

として原子力委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならないと規定されている。

これを受け、実用炉則45条ないし53条において、施設定期検査の詳細が定められている。

イ 定期事業者検査

改正原子炉等規制法43条の3の16第1項においては、特定発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、事業者自ら検査をして、結果を記録し、保存しなければならないと規定されている。

これを受け、実用炉則54条ないし57条において、定期事業者検査の詳細が定められている。

ウ 定期安全管理審査

改正原子炉等規制法43条の3の16第4項においては、定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会*4が行う審査を受けな

*4 第3段階目の改正の施行により、原子炉等規制法43条の3の16第4項は、「機構（独立行政法人原子力安全基盤機構の意。）が行う審査を受けなければならない。」と規定されていたが、平成26年3月1日に、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」附則13条が施行されたことにより、原子炉等規制法の43条の3の16第4項中「機構」は「原子力規制委員会」に改正された。

なければならないと規定されている。

これを受け、実用炉則59条ないし62条において、定期安全管理審査の詳細が定められている。

さらに、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923号。別紙1(35)）が定められている。

(6) 保安規定認可

改正原子炉等規制法43条の3の24第1項においては、発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならないと規定されている。

これを受け、実用炉則92条において、保安規定認可の詳細が定められている。

さらに、保安規定認可の判断に関連する内規として、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（原規技発第1306198号。別紙1(15)）が定められている。

(7) 安全性向上のための評価の届出・公表

改正原子炉等規制法43条の3の29においては、発電用原子炉設置者は、原則として、原子力規制委員会規則で定めるところにより、同規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をして原子力規制委員会に届け出た上、その結果等を公表しなければならないと規定されている。

これを受け、実用炉則99条の2ないし99条の7において、安全性向上のための評価の届出・公表の詳細が定められている。

さらに、行政手続法上の命令に当たらない手続に関連する内規として、「実

用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」(原規技発第1311273号。別紙1(38))が定められている。

(8) 発電用原子炉の運転の期間等

改正原子炉等規制法43条の3の32においては、発電用原子炉の運転期間について、原則として40年であるが、1回に限り20年を超えない期間について延長できる旨規定されている。

これを受け、実用炉則113条ないし114条において、発電用原子炉の運転期間の詳細が定められている。

さらに、発電用原子炉の運転期間の延長の判断に関連する内規として、「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準」(原管P発第1311271号。別紙1(15-2))が定められ、行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として、「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」(原管P発第1306197号。別紙1(36))が定められている。

3 新規制基準と従前の指針類との関係について

改正原子炉等規制法の第3段階目施行に伴い制定された各原子力規制委員会規則等と従前の安全審査において用いられてきた指針類との関係は、以下のとおりである。

平成24年9月19日時点において、原子力規制委員会は、行政手続法5条1項の審査基準等として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等」(以下「審査基準等」という。別紙1(9))を別表の形式で定めている。例えば、原子力規制委員会は、平成24年改正前原子炉等規制法における23条1項及び同法26条1項の審査基準について、「当該審査基準は、第24条の規定を基としつつ、同条第1項については、以下の旧原子力安全委員会等が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会等が了承した専門部会報告書等によるものとする。」として、本準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会(その前身としての

原子力委員会を含む。なお、平成24年9月19日の原子力規制委員会発足に伴い、原子力安全委員会は廃止され、その所掌事務のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。)が策定してきた各指針(以下、これらをまとめて「安全審査指針類」という。)を原子炉設置許可の審査に用いることとしていた(乙第5号証。平成24年9月19日付け原子力規制委員会作成に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」(原規総発120919127号)別表中「第23条第1項」の欄)。これは、旧原子力安全委員会の下に置かれていた原子炉安全専門審査会作成の平成24年5月29日付け「安全審査に用いる指針等について」(乙第6号証)を引き継いだものである。

そして、改正原子炉等規制法の第3段階目施行に伴い、平成25年6月19日付けで、上記別表の改正が原子力規制委員会で決定されており(乙第7号証。平成25年6月19日付け原子力規制委員会作成に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」原規総発1306193号。発電用原子炉設置許可の審査基準については、別表中「第43条の3の5第1項」の欄)、改正原子炉等規制法第3段階目の施行日である同年7月8日に施行された(なお、便宜上、平成24年9月19日付けの審査基準等を「平成24年審査基準」、平成25年6月19日付けの審査基準等を「平成25年審査基準」という。)

平成25年審査基準においては、「基準は、法第43条の3の6第1項各号の規定及び『実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則』(平成25年原子力規制委員会規則第5号。)によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事例ごとに判断する。」として(乙第7号証別表中「第43条の3の5第1項」の欄)、本準備書面別紙4に列記する3つの規程が用いられることとされた。

なお、上記3つの規程しか審査基準一覧には列記されていないが、このうち

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(別紙1(10))においては、従前用いていた安全審査指針類の一部等を引用しているため、同解釈で引用された安全審査指針類は、平成25年審査基準においても、基本的には、規制体系の一部を構成している。例えば、同解釈6条8項では、航空機落下について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成14年7月30日付け原院第4号)に基づき、防護設計の要否について確認することとされている。また、同解釈13条1項では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価を「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日付け原子力安全委員会決定)等に基づいて実施することとされている。

このように、平成25年審査基準は、必要に応じて、安全審査指針類を引用する体系となっている。

第6 新規制基準の具体的な適用及び審査の在り方

1 原子力規制委員会による新規制基準適合性判断について

平成25年7月8日の改正原子炉等規制法の第3段階目施行に伴い、前記各規則等(新規制基準)が制定、施行された。原子力規制委員会によるこれらの新規制基準適合性判断は、通常は発電用原子炉設置者からの申請によるところであり、基本的には、原子炉設置(変更)許可、工事の計画の(変更)認可、使用前検査、施設定期検査、保安規定の(変更)認可等の各種規制手続を通じて、その適合性の有無を判断することになる。以下、詳述する。

(1) 原子炉設置(変更)許可

発電用原子炉を設置しようとする者は、原子力規制委員会の許可(設置許可)を受けなければならない(改正原子炉等規制法43条の3の5第1項)。

発電用原子炉設置者は、同条2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときも、原子力規制委員会の許可（設置変更許可）を受けなければならない（同法43条の3の8第1項）。

これらの原子炉設置（変更）許可の基準の一つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が…発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」との規定が設けられている（同法43条の3の6第1項4号、同法43条の3の8第2項）ところ、ここでいう「原子力規制委員会規則で定める基準」として、設置許可基準規則が定められた。

これを受け、発電用原子炉設置者は、設置許可基準規則に適合させるべく所要の対応をした上で、設置変更許可（同法43条の3の8第1項）を申請し、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が設置許可基準規則に適合しているか否かを審査することとされている（同法43条の3の8第1項、2項、同法43条の3の6第1項柱書）。

なお、原子炉設置（変更）許可にあたっては、設置許可基準規則適合性のみならず、同法43条の3の6第1項3号等の要件適合性も審査される。

(2) 工事計画（変更）認可

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない、これを変更しようとするときも同様である（改正原子炉等規制法43条の3の9第1項、2項）。

そして、同認可の基準の一つとして、「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合するものであること。」との規定が設けられている（同法43条の3の9第3項2号）ところ、ここでいう同法43条の3の14の技術上の基準として、技術基準規則が定められた。

これを受け、発電用原子炉設置者は、技術基準規則に適合させるべく所要

の対応をした上で、工事計画（変更）認可（同法43条の3の9第1項、2項）の申請をし、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が、技術基準規則に適合しているか否かを審査することとされている（同条3項）。

(3) 保安規定（変更）認可

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならないが、同規定を変更しようとするときも原子力規制委員会の認可を受けなければならない（改正原子炉等規制法43条の3の24第1項）。

これを受け、発電用原子炉設置者は、同規則に適合させるべく所要の対応をした上で、保安規定（変更）認可（同法43条の3の24第1項）の申請をし、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が、「災害の防止上十分でない」ものか否かを審査することとされている（同条2項）。

(4) 使用前検査

工事計画の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設等は、原則として、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない（改正原子炉等規制法43条の3の11第1項）。

この使用前検査では、既に認可を受けた工事計画に従って行われたものであること及び同法43条の3の14の技術上の基準（技術基準規則）に適合するものであることが求められており、原子力規制委員会は、このように発電用原子炉設置者が実際に発電用原子炉施設等を使用する前にも、それらが技術基準規則に適合しているか否かを使用前検査を通じて確認することとされている（同条2項）。

(5) 施設定期検査

特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原則として、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、

原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない（改正原子炉等規制法 43条の3の15第1項）。

この施設定期検査は、発電用原子炉設置者が負っている技術基準適合維持義務（同法43条の3の14）を前提とし、同適合性を担保するための手段であるから、定期的に、発電用原子炉施設等が技術基準規則に適合しているか否かを施設定期検査を通じて確認することとされている。

2 いわゆる「再稼働申請」の具体的な内容

(1) 「再稼働申請」の内容

報道等において、いわゆる「再稼働申請」という用語がしばしば用いられ、行政実務上もこれらの用語が用いられることがある。しかし、法令上、「再稼働申請」という規定はなく、ここで「再稼働申請」と呼ばれているものは、実務上、原子炉設置変更許可申請、工事計画（変更）認可申請、保安規定（変更）認可申請のことを指すものと考えられる。

すなわち、本準備書面を提出した時点において、国内に設置されている発電用原子炉は、施設定期検査に入ると同時に運転を停止し、その状態が続いているが、今後、これらの停止中の原子炉が運転を再開する場合には、当該運転を再開する原子炉が新規基準に適合することが必要となる。具体的には、発電用原子炉設置者は、原子炉設置変更許可（改正原子炉等規制法43条の3の8第1項）の申請を行い、同許可処分を受ける必要がある（同法43条の3の8第2項、43条の3の6第1項）。そして、これのみならず、工事計画（変更）認可の申請（同法43条の3の9第1項、2項）を行い、同認可処分を受けること、発電用原子炉の運転開始前に、保安規定を定め、保安規定の（変更）認可を受けることが必要である（同法43条の3の24第1項）。他方、使用前検査（同法43条の3の11）及び施設定期検査（同法43条の3の15）等の各検査は、上記各審査が行われた後に行うことが予定されているので、現在、これらの各検査の申請はなされていない。

以上から、一般に「再稼働申請」と呼ばれているものは、主として、前三者（原子炉設置変更許可申請，工事計画（変更）認可申請，及び保安規定（変更）認可申請）のことを指すものと考えられるが，これらの各申請に対する審査は，飽くまで設置許可基準，技術基準適合性等をそれぞれ確認するものであり，発電用原子炉の運転の可否それ自体を判断するものではない。

(2) 主な「再稼働申請」の状況等

発電用原子炉については，改正原子炉等規制法の第3段階目施行直後の平成25年7月8日，北海道電力株式会社泊発電所1号炉ないし3号炉，関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉，同株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉，四国電力株式会社伊方発電所3号炉，九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉について，設置変更許可等の申請がなされた。その後，同月12日付けで本件各原子炉について，同年9月27日付けで東京電力株式会社柏崎原子力発電所6号炉及び7号炉，同年12月25日付けで中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉，同月27日付けで東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉，平成26年2月14日付けで中部電力株式会社浜岡原子力発電所4号炉について，同年5月20日付けで日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉についても同様の申請がなされた。

いずれの原子炉についても，申請の具体的な内容は，原子炉設置変更許可申請，工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請である。

第7 改正原子炉等規制法及び新規制基準の経過措置

1 改正原子炉等規制法の経過措置

これまで述べてきたとおり，設置法は4段階に分けて段階的に施行された。設置法附則3条1項は，その第1段階目の施行に当たり，従前の国の機関が改正原子炉等規制法の施行前にした許可，認可その他の処分又は通知その他の行為は，施行後は，設置法による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて，

相当の国の機関がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなすとしている。また、同条2項は、上記施行の際、現に旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出その他の行為は、上記施行後の法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなすとしている。さらに、同法附則19条1項は、上記施行の際、現になされている指定、許可又は認可の処分は、第1段階目の施行後の指定、許可又は認可とみなすとし、同条2項は、上記施行の際、現になされている指定、許可又は認可に対する申請は、第1段階目の施行後のそれらに対する申請とみなすとしている。

このような経過措置に関する規定は、第2段階目の施行以降についても同様に置かれている（第2段階目の施行時について、設置法附則20条、第3段階目の施行時について、21条、22条、24条、26条及び42条ないし47条、第4段階目の施行時について、27条及び30条）。

2 新規制基準の経過措置

設置法の第3段階目の施行時においては、原則として猶予期間の定めがなく、同施行時において、新規制基準への即時適合が求められている。ただし、テロ等による格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のための対策は、例外的に、同施行時点から5年以内を実現するよう要求することとしている。

具体的には、設置許可基準規則附則2項において、①特定重大事故等対処施設（同規則42条）及び②常設直流電源設備（同規則57条2項）に定める規定に適合しないものについては、平成30年7月7日までの間はこれらの規定を適用しないことができることとされ、これらについては、適用時期についての特段の規定が定められている（乙第8号証。平成25年6月19日付け「新規制基準に係る主な経過規定について」）。技術基準規則にも、同様の定めが置かれている（同規則附則4項）。

また、第3段階目の施行（前記第3の3(2)ウ（22及び23ページ））に

に伴い新たに工事計画の認可又は届出の対象となった工事であって、第3段階目の施行前に施設し、又は着手したものについては、改めて認可又は届出を要しないこととしている（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則4号）附則3条）。

第8 設置許可基準規則に適合しないことを理由とする使用停止等処分（改正原子炉等規制法43条の3の23）と段階的安全規制及び設置許可との関係

1 段階的安全規制との関係

前記第4の3（25ないし27ページ）において述べたとおり、原子力規制委員会が、発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないことを認めた場合には、発電用原子炉設置者に対し、使用停止等処分を発令することができるが（改正原子炉等規制法43条の3の23第1項）、このことは、改正原子炉等規制法における段階的安全規制を変容させるものではない。

すなわち、前記第3の2(2)イ（19及び20ページ）において述べたとおり、同法においても平成24年改正前原子炉等規制法と同様に段階的安全規制が維持されている。そして、設置許可基準規則に適合していないことを理由とする使用停止等処分については、科学的知見の進展等に伴い設置許可基準規則が変更された場合等において、既存の発電用原子炉施設を新たな設置許可基準規則に適合させる必要があることから、改正原子炉等規制法において導入された制度であって、飽くまで段階的安全規制を前提とした制度である。

2 設置（変更）許可との関係

仮に、ある発電用原子炉施設が設置許可基準規則に適合していないことを理由とする使用停止等処分が発令されたとしても、そのことは、同設置者が従前受けた設置（変更）許可に何らの変更を及ぼすものではない。

すなわち、原子力規制委員会が、発電用原子炉設置者に対し、当該原子炉が設置許可基準規則に適合していないことを理由として、「当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置」を命じたとしても、かかる命令そのものは、発電用原子炉設置者が従前受けた設置（変更）許可がなお存在することを前提とした上で、設置許可基準規則への適合を求める趣旨で発令されるものなのである。このことは、発電用原子炉設置者が使用停止等処分に違反したときに、原子力規制委員会が設置許可を取り消すことができると規定されていることからもうかがえる（改正原子炉等規制法４３条の３の２０第２項４号）。

第９ 改正原子炉等規制法４３条の３の２３に基づく使用停止等処分の義務付け訴訟における本案要件

１ 使用停止等処分は裁量処分であること

使用停止等処分は、以下に述べるとおり、裁量処分（行訴法３０条参照）である。

すなわち、改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項の文言上、使用停止等処分の発令の要件は、原子力規制委員会が、当該発電用原子炉施設について、設置許可基準規則や技術基準規則に「適合していないと認めるとき」であり、かかる要件を満たす場合に、原子力規制委員会は、使用停止等処分を「命ずることができる。」とされている。さらに、発令する命令の具体的な内容についても、「発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置」と選択的に規定されている。

そもそも、発電用原子炉施設は、高度の科学技術及び知見を動員して作られた極めて複雑な技術体系を有するものであり、これに係る安全性の判断は、特定の専門分野のみならず関連する多くの専門分野の専門技術的知見、実績等を

結集した上での総合的判断の上に成り立つものであって、その判断の過程には、行政庁の専門技術的裁量が認められている(高橋利文・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成4年度415ページ以下参照。)。かかる理は、発電用原子炉施設を最新の基準に適合させることにより同施設の安全性を確保する目的でなされる使用停止等処分においても同様に妥当する。さらに、条文上定められた複数の命令のうち、いかなる種類の命令を発令するか、また、その場合の具体的な命令の内容等についても、具体的な事案に応じて、原子力規制委員会の専門的知見に基づき決定されるべき事柄であり、使用停止等処分の発令に当たっては、原子力規制委員会の裁量的判断が予定されている。

このように、原子力施設の安全性に関する原子力規制委員会の職権行使において専門技術的裁量が予定されていることは、設置法又は改正原子炉等規制法のその余の規定からもうかがわれる。すなわち、設置法5条においては、原子力規制委員会の職権の行使について、「原子力規制委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」、同法7条1項においては、原子力規制委員会委員長及び委員の任命に関し、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知見及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を以て、内閣総理大臣が任命する。」とそれぞれ規定されている。そして、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においては、設置許可の要件として、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(中略)による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定されているところ、「災害の防止上支障がない」との具体的内容を原子力規制委員会規則に委任しており、また、発電用原子炉設置者の技術基準維持義務を定める同法43条の3の14においても、「技術上の基準」を「原子力規制委員会規則」で定めると規定されており、その具体的な内容を原子力規制委員会規則に委任している。かかる規定は、改正原子炉等規制法が、原子力規制委員会の専門技術的裁量を

尊重していることの現れであるということが出来る。

そして、仮に、原子力規制委員会が、既存の原子炉施設について、設置許可基準規則に適合しないと認めた場合に執り得る措置について述べると、その内容によっては、まず、原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者に対し、当該原子炉の運転の停止等を求める行政指導を行うとともに、設置許可基準規則不適合を是正すべく、当該原子炉施設について設置変更許可申請をするように促して、同申請を受理した上で設置変更許可を行うなどすることが想定される。また、技術基準規則に適合しないと認めた場合についても、当該原子炉の運転の停止等を求める行政指導を行うとともに、当該原子炉施設について、工事計画（変更）認可申請をするように促して、同申請を受理した上で認可を行うなどすることが想定される。このように、どのような時期にどのような措置を行うかについても、原子力規制委員会の裁量判断が予定されているといえるから、上記のような場合に、使用停止等処分を行うべきことが明らかであると直ちにいうことはできない。

2 義務付け訴訟における本案要件との関係

本件訴訟は、行訴法3条6項1号に規定するいわゆる非申請型の義務付け訴訟であるところ、その本案要件は、「その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」である（行訴法37条の2第5項）。

上記のとおり、使用停止等処分は裁量処分であるから、本件訴訟における本案要件としては、①設置許可基準規則等に適合していないといえること、②原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことについて裁量権の逸脱・濫用があるといえることが必要となるところ、その立証責任は原告が負担するものであるから（なお、西川知一郎編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ

行政関係訴訟」119ページでは、「いわゆる規制権限発動型の義務付け訴訟（行訴3条6項1号，37条の2）においては，…原告が当該処分の発動を積極的に求めるのであるから，原則的には，原告が当該処分の発動要件該当性についての立証責任を負うと解すべきである。」とされている。），上記①及び②については原告らが具体的に主張立証すべきである。

しかるに，原告らは，「本件訴訟においては，まず，被告国が玄海原子力発電所3号機及び4号機につき，処分庁においてその運転をしてはならないとの命令をしないという判断に不合理な点がないこと…を相当の根拠ないし資料に基づき主張立証する必要がある」と主張するものであるが（訴状16ページ），このような主張は，上述したところから理由がない。

略称語句使用一覧表

事件名 玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件
 原告 石丸ハツミ ほか383名

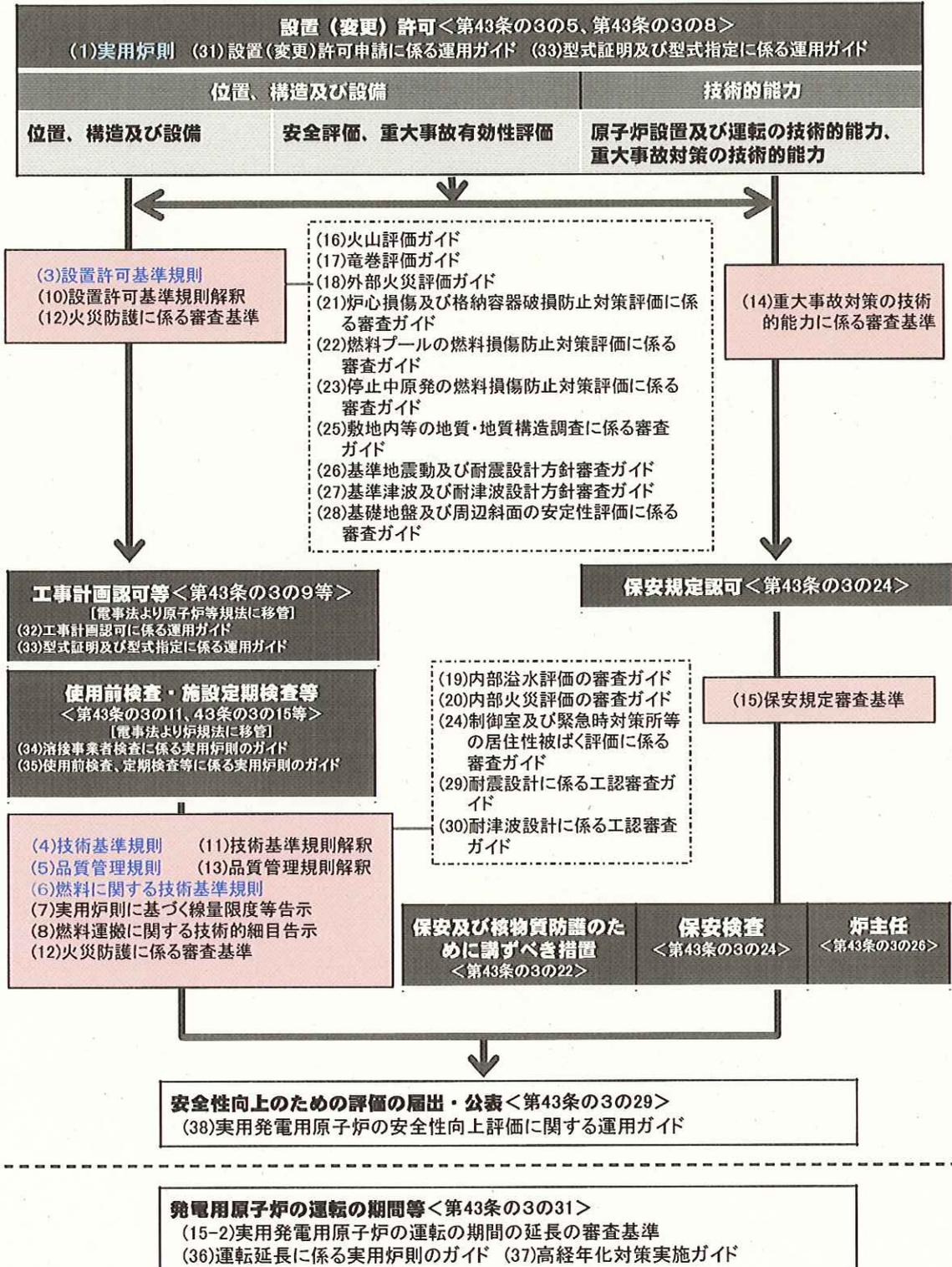
略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及び附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則	第1準備書面	4	
原子炉等規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	
訴訟要件③①	救済の必要性に関して, 一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがある	第1準備書面	5	

	こと			
訴訟要件④	原告が、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること	第1準備書面	5	
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	第1準備書面	10	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
PWR	加圧水型軽水炉 (PWR)	第1準備書面	16	
福島第一発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	
設置法	原子力規制委員会設置法 (平成24年6月27日法律第47号)	第1準備書面	19	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	

新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等	第1準備書面	20	
設置変更許可申請等	設置変更許可及び工事計画認可の各申請	第1準備書面	27	
改正原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	第2準備書面	5	第1準備書面から略称を変更
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第2準備書面	6	
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	第2準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発	第2準備書面	29	

	電用の電気工作物			
原子炉設置 (変更) 許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること	第2準備書面	30及び31	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)	第2準備書面	31	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号で定められた) その者に発電用原子炉を設置するために必要	第2準備書面	32	

許認可等との関係における各規則等の位置づけ（発電用原子炉施設）



青字は原子力規制委員会規則、黒字は告示又は内規 <>内は、改正原子炉等規制法の該当条番号

別紙3 平成24年審査基準等一覧

- 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日，原子力安全委員会決定）
- 原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日，原子力委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日，原子力安全委員会決定）
- 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（昭和55年11月6日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日，原子力安全委員会決定）
- 放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方（昭和56年9月28日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日，原子力安全委員会決定）
- 発電用加圧水型原子炉の炉心熱設計評価指針（昭和63年4月21日，原子力安全委員会決定）
- 軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針（昭和56年7月20日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針（昭和59年1月19日，原子力安全委員会決定）

- BWR. MARK I 型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和62年11月5日，原子力安全委員会決定）
- BWR. MARK II 型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和56年7月20日，原子力安全委員会決定）
- 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日，原子力安全委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日，原子力委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日，原子力委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日，原子力委員会決定）
- 「我が国の安全確保対策に反映させるべき事項」について（審査，設計及び運転管理に関する事項（基準関係の反映事項は除く））（昭和55年6月23日，原子力安全委員会決定）
- プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和56年7月20日，原子力安全委員会決定）
- 「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について（昭和60年7月18日，原子力安全委員会了承）
- 発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について（昭和63年5月12日，原子力安全委員会了承）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成元年3月27日，原子力安全委員会了承）
- 被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について（平成元年3月27日，原子力安全委員会了承）
- 配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について（平成4年3

- 月26日, 原子力安全委員会了承)
- 軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて (平成4年6月11日, 原子力安全委員会了承)
 - 原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について(平成4年8月27日, 原子力安全委員会了承)
 - 沸騰水型原子炉に用いられる9行9列型の燃料集合体について (平成6年3月3日, 原子力安全委員会了承)
 - 発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について (平成7年6月19日, 原子力安全委員会了承)
 - 発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取扱いについて (平成10年4月13日, 原子力安全委員会了承)
 - 「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について」の適用方法などについて (平成10年11月16日, 原子力安全委員会了承)
 - 改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全炉心装荷について (平成11年6月28日, 原子力安全委員会了承)
 - 沸騰遷移後燃料健全性評価分科会報告書 (平成18年6月29日, 原子力安全委員会了承)
 - 沸騰水型原子炉に用いられる8行8列型の燃料集合体について (昭和49年12月25日, 原子炉安全専門審査会)
 - 加圧水型原子炉に用いられる17行17列型の燃料集合体について (昭和51年2月16日, 原子炉安全専門審査会)
 - 沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について (昭和51年2月16日, 原子炉安全専門審査会)
 - 沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について (昭和52年2月23日, 原子炉安全専門審査会)

- 取替炉心検討会報告書（昭和52年5月20日，原子炉安全専門審査会）
- 発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（平成22年12月20日，原子力安全委員会了承）
- 実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成14年7月30日，平成14・07・29 原院第4号）

別紙4 平成25年審査基準一覧

- 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日, 原子力安全委員会決定)
- 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))